

# 議 事 日 程

令和6年第1回定例市会第8日  
令和6年5月15日午前10時開議

- 第1 予算第20号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算
- 第2 第38号議案 神戸市市税条例等の一部を改正する条例の件
- 第3 第39号議案 神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件
- 第4 第40号議案 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更の協議の件
- 第5 第41号議案 神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の件
- 第6 第42号議案 神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例の件
- 第7 第43号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立和光園）
- 第8 第44号議案 神戸市道路公社の事業変更について同意する件
- 第9 第45号議案 土地及び建物売却の件（中央区東川崎町1丁目）
- 第10 第46号議案 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件
- 第11 第47号議案 神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第12 第48号議案 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件
- 第13 第49号議案 六甲アイランド東側臨港道路嵩上げ工事請負契約締結の件
- 第14 第50号議案 神戸空港基本施設他整備工事（その2）請負契約締結の件
- 第15 第51号議案 物品取得の件（高規格救急自動車）
- 第16 第52号議案 訴えの提起の件（控訴事件）
- 第17 議員提出第12号議案 市会議員表彰の件

神 戸 市 会 議 長

出席議員（65名）	欠	員（0名）
1 番 前 田 あきら 君		2 番 森 田 たき子 君
3 番 岩 谷 しげなり 君		4 番 の ま ち 圭 一 君
5 番 な ん の ゆうこ 君		6 番 原 直 樹 君
7 番 木 戸 さだかず 君		8 番 浅 井 美 佳 君
9 番 岩 佐 けんや 君		10 番 萩 原 泰 三 君
11 番 坂 口 有 希 子 君		12 番 香 川 真 二 君
13 番 村 上 立 真 君		14 番 上 原 み な み 君
15 番 つ じ や す ひ ろ 君		16 番 川 口 ま さ る 君
17 番 さ と う ま ち こ 君		18 番 な が さ わ 淳 一 君
19 番 山 本 の り か ず 君		20 番 黒 田 武 志 君
21 番 か じ 幸 夫 君		22 番 や の こ う じ 君
23 番 大 野 陽 平 君		24 番 平 野 達 司 君
25 番 上 畠 寛 弘 君		26 番 細 谷 典 功 君
27 番 宮 田 公 子 君		28 番 門 田 ま ゆ み 君
29 番 朝 倉 え つ 子 君		30 番 味 口 と し ゆ き 君
31 番 赤 田 か つ の り 君		32 番 三 木 し ん じ ろ う 君
33 番 外 海 開 三 君		34 番 住 本 か ず の り 君
35 番 高 橋 と し え 君		36 番 諫 山 大 介 君
37 番 伊 藤 め ぐ み 君		38 番 吉 田 健 吾 君
39 番 岡 田 ゆ う じ 君		40 番 植 中 雅 子 君
41 番 五 島 大 亮 君		42 番 山 下 て ん せ い 君
43 番 し ら く に 高 太 郎 君		44 番 河 南 忠 和 君
45 番 徳 山 敏 子 君		46 番 高 瀬 勝 也 君
47 番 あ わ は ら 富 夫 君		48 番 西 た だ す 君
49 番 大 か わ ら 鈴 子 君		50 番 森 本 真 君
51 番 松 本 の り 子 君		52 番 大 井 と し ひ ろ 君
53 番 平 野 章 三 君		54 番 よ こ は た 和 幸 君
55 番 川 内 清 尚 君		56 番 松 本 し ゆ う じ 君

57 番 山 口 由 美 君  
59 番 坊 池 正 君  
61 番 坊 や す な が 君  
63 番 菅 野 吉 記 君  
65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 平 井 真 千 子 君  
60 番 村 野 誠 一 君  
62 番 堂 下 豊 史 君  
64 番 壬 生 潤 君

---

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君  
議 事 課 長 竹 下 弘 一 君  
政 策 調 査 課 長 久 保 阿 左 子 君  
議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 河 端 陽 子 君  
総 務 課 長 神 谷 俊 幸 君  
議 事 課 係 長 高 木 智 博 君

出席説明員

市	長	久元喜造君			
副市	長	今西正男君	副市	長	小原一徳君
副市	長	黒田慶子君			
教	育	長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	安達和彦君
人	事	委員	会長	芝原貴文君	監査委員
市	長	室	長	岡本康憲君	危機管理監
企	画	調	整	局長	辻英之君
行	財	政	局	長	西尾秀樹君
福	祉	局	長	八乙女悦範君	健康局長
こ	ど	も	家	庭	局長
中	山	さ	つ	き	君
環	境	局	長	柏木和馬君	
建	設	局	長	小松恵一君	
理	事	兼	都	市	局
都	市	局	長	山本雄司君	都心再整備本部長
建	築	住	宅	局	長
根	岸	芳	之	君	港湾局長
消	防	局	長	栗岡由樹君	水道局長
藤	原	政	幸	君	
交	通	局	長	城南雅一君	教育委員会事務局長
高	田	純	君		
選	挙	管	理	委	員
事	務	局	長	長谷英昭君	監査事務局長 兼人事委員会 事務局長
中	田	裕	子	君	
会	計	室	長	久戸瀬修次君	行財政局副局長
安	居	大	樹	君	

(午前10時0分開議)

(坊議長議長席に着く)

○議長(坊 やすなが君) おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

最初に諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。朝日新聞社、神戸新聞社より、本日の本会議の様態を撮影及び録音したい旨の申出があり、許可いたしましたので御報告申し上げます。

以上、報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長(坊 やすなが君) 日程によりまして、日程第1 予算第20号議案より日程第16 第52号議案に至る16議案、一括議題に供します。

それでは、これより当局の説明を求めます。

西尾行財政局長。

○行財政局長(西尾秀樹君) ただいま御上程になりました諸議案中、予算第20号議案並びに第38号議案及び第52号議案につきまして一括御説明申し上げます。

令和6年度神戸市一般会計補正予算の3ページを御覧ください。

予算第20号議案一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、旧農業公園再整備に向けた基幹インフラ設備の更新等に伴い編成したものでございます。

以下、計数につきましては100万円未満を省略して御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

第1表歳出予算補正では、歳出につきまして、第8款農政費を2億300万円増額し、第16款予備費から同額減額しようとするものでございます。

第2表債務負担行為補正では、新北区文化センター等建築工事など5件につきまして、債務負担行為の変更及び追加をしようとするものでございます。

以上、一般会計補正予算につきまして御説

明申し上げます。

引き続きまして、令和6年5月9日付令和6年第1回定例市会5月議会提出議案の26ページを御覧ください。

第38号議案神戸市市税条例等の一部を改正する条例の件は、地方税法等の改正に伴い、固定資産税について、わがまち特例の対象の追加等をしようとするものであります。

続きまして、令和6年5月15日付令和6年第1回定例市会5月議会提出議案の3ページを御覧ください。

第52号議案訴えの提起の件(控訴事件)は、相手方が本市発注の本庁舎自火報設備等点検業務に従事中、障害を負ったことは本市の点検口の設置等の瑕疵によるものとして訴えを提起した件について、神戸地方裁判所が言い渡した判決の取消し等を求める旨の控訴を提起しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(坊 やすなが君) 次に、宮道文化スポーツ局長。

○文化スポーツ局長(宮道成彦君) ただいま御上程になっております諸議案中、第39号議案について御説明申し上げます。

令和6年5月9日付令和6年第1回定例市会5月議会提出議案の43ページを御覧ください。

第39号議案神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件は、神戸市立垂水図書館の移転に伴い、位置の変更等をしようとするものでございます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(坊 やすなが君) 次に、八乙女福祉局長。

○福祉局長(八乙女悦範君) ただいま御上程になっております諸議案中、第40号議案から第43号議案に至る4議案について、一括御説明申し上げます。

47ページを御覧ください。

第40号議案兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更協議の件は、被保険者証の廃止に伴う兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係地方公共団体と協議しようとするものであります。

51ページを御覧ください。

第41号議案神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の件は、保険料の軽減措置に係る規定を改正しようとするものであります。

60ページを御覧ください。

第42号議案神戸市老人福祉施設条例の一部を改正する条例の件は、神戸市立ケアハウス和光園の廃止等をしようとするものであります。

64ページを御覧ください。

第43号議案指定管理者の指定の件（神戸市立和光園）は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定管理者として社会福祉法人神戸光有会を指定しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、小松建設局長。

○建設局長（小松恵一君） ただいま御上程になっております諸議案中、第44号議案につきまして御説明申し上げます。

65ページを御覧ください。

第44号議案神戸市道路公社の事業変更について同意する件は、西神戸有料道路事業等の工事予算等の変更について、神戸市道路公社が国土交通大臣の許可を受けるに当たり、本市への同意申請がありましたので、これに同意しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、山本都市局長。

○都市局長（山本雄司君） ただいま御上程になっております諸議案中、第45号議案につきまして御説明申し上げます。

89ページを御覧ください。

第45号議案土地及び建物売却の件（中央区東川崎町1丁目）は、中央区東川崎町1丁目の土地381.14平方メートル及び建物1,226.51平方メートルについて、3億5,000万円で株式会社神戸新聞社に売却しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、根岸建築住宅局長。

○建築住宅局長（根岸芳之君） ただいま御上程になっております諸議案中、第46号議案及び第47号議案につきまして、一括御説明申し上げます。

92ページを御覧ください。

第46号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件は、地区計画の決定に伴い、王子公園地区及び北鈴蘭台西地区の区域内において、建築物の用途の制限等をしようとするものであります。

100ページを御覧ください。

第47号議案神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、規定を改正しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、長谷川港湾局長。

○港湾局長（長谷川憲孝君） ただいま御上程になっております諸議案中、第49号議案及び第50号議案につきまして、一括御説明申し上げます。

109ページを御覧ください。

第49号議案六甲アイランド東側臨港道路嵩上げ工事請負契約締結の件は、島田・兵庫奥

栄特定建設工事共同企業体が14億1,680万円で落札いたしましたので契約しようとするものであります。

110ページを御覧ください。

第50号議案神戸空港基本施設他整備工事（その2）請負契約締結の件は、大林道路・神組特定建設工事共同企業体が16億2,800万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、栗岡消防局長。

○消防局長（栗岡由樹君） ただいま御上程になっております諸議案中、第51号議案につきまして御説明申し上げます。

111ページを御覧ください。

第51号議案物品取得の件（高規格救急自動車）は、兵庫トヨタ自動車株式会社が1億1,998万8,000円で落札いたしましたので、契約しようとするものでございます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 純君） ただいま御上程になっております諸議案中、第48号議案につきまして御説明申し上げます。

108ページを御覧ください。

第48号議案損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件は、神戸市立伊吹西小学校における事故について、損害賠償額を決定し、これに伴う和解をしようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 以上で、関係当局の説明は終わりました。

本件に関し、質疑の通告がありますので、これより発言を許可いたします。

50番森本 真君。

（50番森本 真君登壇）（拍手）

○50番（森本 真君） 日本共産党の森本 真です。日本共産党神戸市議団を代表して、ただいま上程されました諸議案のうち、第41号議案・第46号議案・第52号議案の3議案について質問をいたします。

まず、第41号議案神戸市国民健康保険条例及び国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の件についてお伺いをいたします。

兵庫県は、令和9年度に県下の国民健康保険の保険料統一を目指す方針を示し、神戸市はその方針に基づいて神戸市が独自に行っている子供世帯・障害者・寡婦・ひとり親世帯に対して保険料の独自控除を段階的に廃止しようとする条例改正だと考えています。間違いありませんか、確認をさせていただきます。

また、独自控除を行っている世帯の保険料は毎年上がることとなりますが、このことも間違いありませんか、お伺いをいたします。

次に、第46号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件の、地区計画の決定に伴う王子公園地区、新規についてお伺いをいたします。

王子公園の地区計画は、市長が大学誘致を表明して以来、市民意見や討論会などによって、多くの市民が大学誘致ありきの計画に反対の声・意見を上げてきました。また、唯一の応募大学である関西学院大学の理事長は記者会見で、立地場所として王子公園にはこだわらないと明確に発言をしています。大学誘致ありきの地区計画はやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、第52号議案訴えの提起の件（控訴事件）についてお伺いします。

この議案は、平成29年7月に21歳の派遣社員が旧3号館の消防設備点検を行っていた際、ダクトスペースから転落し、下半身不随の障害を負ったことに対して、神戸市や設備点検会社等に対して損害賠償を求める裁判を起こ

し、5月10日の神戸地裁において、神戸市及び設備点検業者に損害賠償の判決が言い渡されたことに対して、この判決を不服として神戸市が控訴しようとするものです。

神戸市が控訴する理由について、端的にお答えください。

以上、大変重要な案件が多数出ておりますので、質疑時間が十分取れるように簡明な答弁をお願いいたします。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 私のほうから2点お答え申し上げます。

まず最初に、王子公園地区の地区計画の決定について御答弁を申し上げます。

本議案は、王子公園の再整備に当たりまして、王子公園地区地区計画における制限及び緩和の内容を条例に位置づけ、建築確認と連動させるため、建築基準法の規定に基づいて条例改正を行おうとするものでございます。

具体的には、制限の内容といたしまして、大学等以外の用途制限、壁面の位置制限を定め、また緩和の内容として、観覧場を有するスタジアム及び一定規模以上の駐車場の用途緩和を定めるものでございます。

王子公園地区をスポーツ・レクリエーション地区と教育・研究地区に区分し、地区の歴史や文化を踏まえ、地区全体で一体性を持った土地利用・景観を誘導し、公園の区域だけでなく、立地する大学も含めて開放的でゆとりある環境を確保し、周辺環境と調和した魅力的な空間の創出を目標としておりまして、王子公園再整備基本方針や基本計画を実現する上で必要不可欠なものでありまして、2月の都市計画審議会等を経て、議案として提案をさせていただいているものでございます。

王子公園の再整備につきましては、王子公園内の施設を適切に維持・更新し、将来の世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、持続可能な神戸の

発展に向けて、王子公園エリアにおいて新たな価値を創出しようとするものでございます。

大学は教育・研究機関としての機能に加え、若年層人口の受皿として、転入や定着促進、昼間人口の増加にも大きく寄与し、地域の諸課題の解決、地域経済の基盤強化など、地域社会においても重要な役割を果たすことから、大学誘致は新たな価値を創出する上でも必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。

また、公園再整備に当たりましては、スポーツや憩いの場及び防災拠点としての機能を充実させることとしております。

例えば、スポーツ機能としては本格的な競技から体力づくりまで幅広い運動ニーズに対応できるよう、多目的に御利用いただけるスタジアムを新たに整備するとともに、公園内外で再整備、代替施設等により、できる限り従前施設の機能を確保することとしております。

また、公園内に子供から高齢者まで、誰もが気軽に訪れ、日常的に利用することができる広場空間を複数箇所整備するなど、憩いの場を充実させ、大学のオープンスペースと一体となった、より開放的な公園を目指していく予定でございます。

さらに、防災面では避難場所や災害活動の拠点として、各施設を充実させることで広域防災拠点の機能強化を図ってまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても市民に喜んでいただける王子公園の再整備に向けて、着実に整備を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

2点目は、控訴事件について御答弁を申し上げます。

今回の事案は、平成29年度に本市が発注した本庁舎自火報設備等点検業務において、点検対象外である点検口に作業員が侵入したことにより転落事故が発生し、作業員が下半身



不随等の障害を負ったものでございます。

本市として、あらかじめ点検事業者に対し注意を促していたものの、事故が発生したことは遺憾なことだと考えてございます。

訴訟におきましては、事故があった点検口の管理瑕疵の有無が争点となりましたけれども、本市といたしましては、本件点検口は点検対象外であり、ダクトスペース内に入って点検業務を行うことは、そもそも予定されていなかったことなど、本市の瑕疵がない旨を主張してまいりました。

しかしながら、裁判におきましては、これらの点が十分に認められず、本市及び点検事業者に対して連帯して約1億4,000万円の損害賠償を命じる判決がなされたところでございます。

判決を検討した結果、本市は点検事業者に対し、ダクトスペース内に床のない部分がある旨を事前に説明していたにもかかわらず、点検事業者の原告に対する注意喚起や点検対象外の箇所に慎重さを欠いたまま侵入した原告の行動等について本市の主張が十分反映されていないことから、控訴して上級審の判断を仰ぐべきと考え、議会にお諮りをさせていただいているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 私のほうから国民健康保険についての御質問に対して御答弁申し上げたいと思います。

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費の水準が高いわけですが、一方で所得水準が低い状況でございます。

また、小規模な保険者が多く、高額な医療費が発生した場合に保険料が大幅に変動するなど、財政運営が不安定になりやすい状況でございます。このような構造的な課題を解決し、国保財政を安定化していくために市町村単位ではなく、より大きな都道府県単位で医療費水準を保険料に反映させる必要があると

いうことで、都道府県内のどの市町村に住んでも、世帯構成・所得水準が同じであれば同一の保険料で同一の保険給付が受けられる保険料水準の統一、同一所得・同一保険料を目指すことが、国のほうから示されたところでございます。

神戸市におきましては、従来、住民税を基に所得割保険料率を算定していたところではございますが、平成26年度より、先ほどの同一所得・同一保険料の考え方に基づく基礎控除後所得方式に算定方式が統一されたため、兵庫県として国民健康保険は県単位で明確になるまで、当分の間、市独自の所得控除制度を設け、大きな保険料変動を避けつつ、徐々に統一方式を目指すこととしたところでございます。

また、法改正によりまして、平成30年度より兵庫県が国保財政の運営主体となったことを受けまして、神戸市独自控除においても、配偶者や18歳以上の扶養控除を見直すとともに、保険料の激変を避けるため、平成30年度から令和5年度までの5年間で激変緩和措置を取ってきたところでございます。

そして、このたび兵庫県として統一化をさらに進め、令和12年度には同一所得・同一世帯構成・同一保険料となる保険料水準を完全統一化する方針となったため、令和12年度までに各市町が実施する独自対応を見直さざるを得ない状況となったものでございます。

神戸市といたしましても、残された独自控除を廃止していくため、これまで同様に段階的な見直しとなる激変緩和措置を設けるために、国保条例を改正いたしますとともに、その措置に要する費用に財政安定化基金を用いて独自控除の見直し対象者を含む全ての所得割保険料の負担緩和を図ることができるよう、基金条例の改正も行うものでございます。

また、見直しの影響額についても御質問いただきましたが、神戸市の独自減免の見直しによる影響を受ける世帯数として、約2万世

帯を見込んでいただいております。

令和5年度の保険料における独自減免額実績を対象世帯数で割った1世帯平均で見ると、令和7年度におきましては、激変緩和措置の適用後の保険料が一月当たり約700円の増となる見込みでございます。

一方で、現在この独自控除を行うことで引き下げられている保険料につきましては、独自控除を受けておられない世帯の所得割保険料に上乘せしております、これらの世帯の負担増となっているところでございます。

そのため、このたびの独自控除の見直しに当たっては、国民保険財政安定化基金を活用することによりまして、所得割がかかる世帯全体——約10万世帯でございますが、この保険料負担を年間で平均約1万円、一月当たり約900円引き下げの効果があるものと考えているところでございます。

神戸市といたしましては、対象世帯の保険料増加を可能な限り緩やかにするため、令和7年度から対象世帯の保険料に係る影響を段階的に見直すこととしており、対象となる世帯の理解が得られるよう、見直しの趣旨・内容につきまして、周知・広報を行ってまいりたいと考えております。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) それじゃあ、再質問をさせていただきます。

まず、第52号議案、訴訟の件についてお伺いします。

控訴の理由について、神戸市の主張が十分反映されていないことを述べられましたが、市長、この裁判の訴状や裁判記録、神戸地裁の判決文はお読みになったでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) そういう御質問があるのではないかとこのように思っておりますので、手元に用意をしております。

手元に用意をしておりますが、詳細には読んでおりません。

ただ、行財政局からは、これはどういう事故だったのか、そしてこの事故についてのこの公判の中での論点がどのようなものであったのか、判決の内容はどのようなものであったのか。それに対して神戸市として控訴する理由については、詳しく行財政局から説明を受けております。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) 判決文だけじゃなくて、訴状や裁判記録を読んでいたきたいと思うんです。

議員に配付されたのは、たったこのA4、2枚、裏表で4ページです。神戸市の主張しか書かれておりません。これでは裁判の全体的な内容が全く分からないんです。

市長は判決文を持ってますけども、私この議案の態度を明確にするために、10日の判決を聞き、その後、神戸地裁で膨大な裁判記録を閲覧してきました。当事者はコピーできるんですけども、我々は閲覧しかできないんです。4分冊もあるような膨大な資料です。

そこでお伺いしますが、原告の青年は、テープは貼られていなかった。もし仮にテープが貼られていたら、上司に指示を仰いだはず。独断でテープを外すことはないと主張しています。

また、当時の庁舎管理の職員は、事故当日を含め、点検口にテープが貼られているのを見たことがないと供述をしています。

判決にあるように、通常有すべき安全性を欠いていた。神戸市に管理の瑕疵があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 今、テープのお話をいただきましたけれども、今回私どものほうが控訴の中で述べたいというふうに思ってお

りますところを少し網羅的にお話をさせていただきたいと思えます。

1 件目は、本件点検口の扉の通常有すべき安全性の判断基準というものについて、私どもとしては疑義があるというふうに考えてございます。

判決は、点検作業の作業員の習熟度を考慮した明確な説明がなされていないということをもちまして、通常有すべき安全性を有していないというふうに断じているところでございます。

ただ、原告証言におきまして、図面の見方は派遣先での業務をする中でだんだん覚えていったということですかという裁判所の問いに対しまして、はいと答えていること。また、設備図面のマークがどれか、何を指しているか分かっていたのかとの問いには、現場責任者のマークの指示は受けていたので分かっていたと答えている証言から、図面が読めていたことが示されておりすけれども、こういった点は考慮をされてございません。

このほか、点検口の点検は専門知識を有する者またはその監督下において作業することを前提とした点が考慮されていないということもでございます。

また、点検作業員はマスターキーを所持し、全ての点検口を開扉することが可能なため、本点検口での鍵の有無が設置管理の瑕疵の判断に影響することはないという本市主張に対しても、判断がされていないということがありというふうに考えてございます。

さらに、2 点目には神戸市が点検事業者を契約時に現地案内し、床がないことを確認させたことが認められていないという点でございます。

判決では、現地案内時の神戸市証言のうち、ダクトスペースの床がない部分もありましたので、そういったところを案内した。ダクトスペースについては、点検口を開けて実際に見ていただいたなど、具体的な内容を証言し

た部分について一切考慮されておられません。

一方で、点検事業者証言のうち、事前の現地案内ではざっくりとした建物の配置しかなかったという、案内自体を行うことの意義を疑うかのような証言の妥当性等を検証することもなく、詳細な現地説明はなかったとして、本市の主張を却下しているという点があるところでございます。

3 点目は、本市が原告に対して本件点検口の正確な箇所を特定、伝達していなかったと評価されている点でございます。

判決では、神戸市から原告に対して説明を行う旨触れられておりますけれども、神戸市から点検事業者に対して点検業務開始前に現地案内を行っておりまして、神戸市としての注意喚起に瑕疵はないと考えてございます。

本来、点検事業者が行うべき伝達を市から行う必要があったかのように判示しており、説明責任の所在を混同して論じているものというふうに考えているところでございます。

さらに、最後でございますけれども、この第 1 審で示された原告の 1 割過失が妥当かという点でございます。

原告は、本業務以前も多くの公共施設の消防設備点検業務を実施した経験を有しながら、現場状況や管理者への十分な確認を怠った点がございます。原告は、陳述書において事故前日までは自分 1 人で行動したことはないと述べておりますけれども、当日注意を欠き、1 人で行動した点などがあるわけでございませぬ。これらの点を踏まえると、相応の注意を払うべきであったと考えられますけれども、その点、十分な考慮なく過失割合を認定したものであるというふうに考えてございまして、以上、様々な点がございまして、本市の主張が十分反映されていないことから控訴して、上級審の判断を仰ぎたいと考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番（森本 真君） そんな詳しいことをね、  
る述べられるんですけども、私たちにはそ  
ういう資料は一切ないんです。

裁判所もコピーができないし、膨大な資料  
を閲覧をしないとイケない。これはね、議会  
の審議の在り方をやっぱり変えてもらわない  
とイケないと思います。

そこでですね、私が見た範囲でお聞きしま  
すけども、労災認定のための労働基準局の調  
査報告では、点検口の周りにテープが貼って  
あったというふうに神戸市は主張しますが、  
少しだけテープ跡が一部——本当に一部あっ  
てですね、写真がありました。

また、神戸市側の弁護士の調書からもです  
ね、点検口について、いつ鍵が壊れたのか、  
テープが貼られていたのかは確認できないと  
書かれておりました。

もう1つ気になる記述がありました。設備  
点検会社の事故報告書に対して、原因の4番  
目に、危険箇所であるにもかかわらず、転落  
防止措置及び表示がなかった。施設側——神  
戸市のことなんですけども、安全配慮の問題と事  
故報告に書いたことについて、神戸市側から  
は事故原因について、神戸市側に責任がある  
という趣旨の部分は削除してほしいと要望さ  
れ、当社としては神戸市の上承を得なければ、  
作業を再開することができないため、結局、  
最終的には神戸市の要望に従って、その部分  
を削除することになりましたという記述があ  
りました。市長、それ真実ですか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） その裁判の中で書か  
れているということは、先生御覧になってお  
られるということだと思いますので、そうい  
う記述があったということだと思います。

基本的には、先ほど申し上げましたように  
私どもとしては、神戸市としての瑕疵はない  
ということをもともと認めておられますので、  
神戸市に瑕疵があるというような話について

は、業者との間でその点について論点があっ  
たということで、そういうやり取りがあった  
ということだと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） いや、それは明確にで  
すね、そういうふうに述べているんですから、  
裁判記録ではね。市長は知らないかもしれま  
せんけど、こんなことまでするんですかって  
いう話ですよ。

労災は認定されましたけども、神戸市はこ  
んなことを書いてくれたら困るんだというよ  
うなことを——訂正できませんと担当者はで  
すね、言ったにもかかわらず、最終的にはこ  
うせざるを得なかったと。本当にひどい話だ  
というふうに思います。

そしてですね、そういうことをいろいろそ  
ちら側は資料がたくさんあってですね、議会  
側はペラ4ページでは審議する土俵が全然違  
うんじゃないかと。こういう控訴する場合は、  
訴状や、その他資料、そして判決文をちゃん  
と議会に配付するべきだと思いますけど、そ  
の点いかがですか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） この、今御指摘をい  
ただきました判決文など訴訟関連資料につい  
ての請求がございました際には、情報公開請  
求の手続をしていただくように、現在お願い  
をしているというところでございます。

これは、行政機関保有情報には個人情報保  
護法や、情報公開条例などの各規定に沿った  
適正な処理——例えば個人情報や競争上の地  
位、その他正当な利益を害する情報などのマ  
スキング処理が求められておりますので、組  
織として適正に対応するために必要な対応と  
してお願いをしているところでございます。

一方で、議案を提案した私ども当局につ  
きましては、議会に対して説明責任を有してい  
ると考えてございます。

そのため、議員の皆様方より資料提出依頼や説明の要求があった際には、例えば議案の補足資料を委員会資料として添付することや、議員の説明に際しての概要資料の作成によりまして、分かりやすくお伝えすることができるよう心がけているところでございます。

また、個人情報が含まれている場合や、内容が膨大であったり、複雑であったりする場合は、別途資料を作成いたしまして、適切な情報をできる限り分かりやすくお伝えするようになっているところでございます。

本議案については、議員からの御依頼に対して、適時、裁判所の判断や控訴理由などについて御説明に上がらせていただいているところでございます。

本日の本会議でも、できるだけ誠実に答弁をさせていただいているというふうにご考えてございまして、議案の採否に必要な情報は御提供させていただいているというふうにご考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) いや、それは違いますよ。だって、神戸市の言い分しか書いてないんだもん。原告もそうだし、設備点検会社の言い分もあるでしょう。それをやっぱり総まとめにして、今回の事件が控訴すべきかどうかを決める中身だと思います。

しかも、神戸地裁に行くと、ちゃんと全部閲覧できるんです。後で出てくる教育委員会の事案については、原告からいろいろ規制がかかっていますが、今回、全然かかってないんだから、ちゃんとそれは出していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 現在、情報公開請求もいただいておりますので、この条例等の各規定に基づきまして、非開示となる個人情報の特定などの、今作業を行わせていただ

てございます。

関連する文書量が多いということもございまして、非開示となる部分の特定及びマスキング作業に一定の時間がかかっているところでございます。

開示の決定は、原則として公開請求があった日から起算して15日以内ということになっておりますけれども、できるだけ早く提供できるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、公文書の公開ができるまでの間も、審議に必要な情報などにつきましては、御依頼があれば、適時、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えてございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) 10日に判決があって、15日だと25日じゃないですか。全然、この本会議にも間に合わないし、常任委員会にも間に合わない。そういうのは改善していただきたいと思います。

そして、私は資料を見させていただいて、神戸市の点検口の設置または管理の瑕疵は存在し、21歳の有能な漫画家志望の原告の人生を台なしにした責任は免れないというふうに思います。判決に基づき損害賠償すべきだと申し上げて、次の質問に移ります。

次は、第42号の王子公園の問題です。

教育・研究地区ということで大学が来ると。従前の施設の機能を残す、そう言いながらプールは廃止をする、相撲場はなくなる。防災の関係だって、今までより大変厳しくなる。

そういう中で、この問題、例えば、公園緑地審議会でも審議がありました。都市公園法では、公益上特別の必要がある以外は、みだりに都市公園の地区の全部または一部について廃止してはならないと規定をされています。このことについて公園緑地審議会では、委員の大学法学部の教授は、都市公園法第16条第1項を示して、法律の条文が単なる公益上の

必要ではなく、公益上特別の必要としている点から見て、今回の大学誘致と、それによる学術文化拠点のシンボル創出などが特別な必要があると本当に言えるのかと、憲法学者から疑問が出されました。

そうした点で、今回の説明は法律の点からも明らかになっていないというふうに思うんですけども、法の要請をクリアしていないことに苦言を委員が呈したことは重大で、地区計画を強行することはできないと考えますが、いかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 今、お話がありました学者の先生方からのお話でございますけれども、先生方からそういう質問があったことは事実でございます。質問に対して事務局からお話をし、また、多分議事録も御覧いただいようかと思っておりますけれども、会長からもお話をされて、委員のほうは納得をされたということだというふうに考えてございます。

都市公園法第16条では、みだりに都市公園の区域の全部または一部について都市公園を廃止してはならないというふうに規定をされている場合がございますけれども、ただ、公益上特別の必要がある場合には廃止ということも可能だということが書かれているところでございます。

この大学の誘致でございますけれども、1つには若年人口の流入・定着、そして2つ目には優秀な人材の確保・育成・輩出、イノベーション機能の創出、国際性・多様性の創出による都市ブランドの向上、3点目には地域商業などへの経済効果や周辺地域のにぎわい創出、4点目には高齢化による担い手不足の解消や、学生の社会貢献、地域活動への参加、リカレント教育の機会提供などが期待でき、神戸市が目指す海と山が育むグローバル貢献都市の実現に向けて、極めて重要な役割を果

たす施策であるというふうに考えているところでございます。

また、関西学院大学からは、動物園と連携した環境保全や生物多様性に関する学びの場の提供など、周辺の文教施設との連携によるさらなるエリア価値の向上に資する提案をいただいております。周辺地域のみならず、神戸市全体にとって大きな効果をもたらすというふうに考えてございます。

加えて、近年、大学が学生の確保しやすい大都市中心部への立地志向を高めていることから、阪神間の山麓部にあり、アクセスのしやすい交通利便性の高い文教エリアである、この場所だからこそ、競争力のある大学の立地により、新たなまちづくりを実現できるというふうに考えているところでございます。

以上、申し上げたことから、公益上特別な必要がある場合に該当するというふうに考えてございまして、着実に王子公園の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) 今西副市長が言ったのは、別に王子公園に大学が来なくてもできる話じゃないですか。

一番強調しているのは駅近でしょう。駅近に大学が来たら学生が通学しやすいと、それが今、都市部に集まる傾向だということだと思います。

動物と触れ合うんだったら、私はポートアイランドの動物王国の横いっぱい空いていますし、近隣に大学もあるし、商業はなかなか難しいかもしれないけども、ポートアイランドの活性化には役立つんだというふうに思います。

なぜ、王子公園を潰してまで大学を誘致しないといけないのか。それが全く分からないんですけど、市長どうですか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 久元市長。

○市長（久元喜造君） 町の中に、王子公園を潰さないでというポスターを見ることが——最近大分少なくなりましたけれども、王子公園は全然潰しません。王子動物園も、今の面積を確保して、そしてこの前タンタンの追悼式がありましたけれども、改めて、この王子公園に対する、市民をはじめ、内外からの期待というものは大変大きいということを再認識いたしました。

園舎が大変古くなっております。関西学院大学に譲渡をしたその財源を用いて、王子動物園の古くなっている園舎も、これから計画的に整備をしていくわけです。

大学誘致の意義については、今西副市長から詳しく答弁があったところでありまして、けれども、王子公園の再整備全体については、これは王子動物園も含めて、あるいは、この防災機能の確保ということに関しましても、極めて大きな意義がありまして、公益上の特別の理由があるということには明らかです。

これは、大学をどこにでも持っていったらいいというような問題ではなくて、長年手をつけることができなかつた王子公園の再整備は、これは議会の中でも、長い間御審議をいただいて、そして議論を尽くして、1つ1つのこの過程をクリアしながら進めてきている。そして今、いよいよこういう、今日、今回必要な条例の改正案を提出している段階で御審議をいただいていると、そのように理解をしております。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） そういうことは100億円で売って、その100億円の財源を動物園に使いますってということでしょう。その100億円を市民の公園を売ってしないと動物園を改修できないんですか。そんな財力しかないんですか、神戸市は。何でそんなことになるのか、よく分かりません。

そしたら、都市計画審議会が出たほかの委

員の話をしします。

今回、都市計画審議会では、王子公園の再整備について賛否を取られた際に、複数の委員が挙手をしませんでした。これも私は異例だと思います。

また、与党議員から、例えば自民党の植中委員は、「地域課題として大学が来ることによって、はみ出さざるを得なかった、例えばプールがあります。それから相撲場もありますし、補助競技場とか、テニスコートも縮小せざるを得ないというところに、多分地域の皆さんの御不満があると思うんです。それでプールはどうかとなったときに、ポートアイランドとか、しあわせの村に行けばいいじゃないかということなんですけども、やはり近辺の方からすると非常に遠い」と懸念の声を上げられておられましたと。

神戸市自らが開催した審議会で、この異論が出ていることについて、神戸市は真摯に受け止めるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） この王子公園の再整備につきましては、長い、2年半という期間をかけまして、議会でも十分な御審議をいただき、また市民からもたくさん、いろんな様々な声をいただき、それを反映する形で内容も一部修正もさせていただきながら、よりよい王子公園を造るために私ども努力をしてきたというところでございます。

都市計画審議会の中でも、いただいた御意見につきましては施工の中で反映をさせていただけるものは、できる限り取り入れてまいりたいというふうにも考えているところでございます。

十分な御意見をいただいて計画を定めたものでございますので、私どもとしては、その重さというものを受け止めて、着実に事業を進めてまいりたいと考えてございます。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 森本君。
- 50番(森本 真君) それじゃあ、もう1人、自民党の岡田委員からは審議会で、「今日の段階に至っても、これだけの住民の方が来て、納得されていないというのは、私はこの上位計画の資料をいきなり最初から示されたことも含めて、やっぱり説明の在り方に瑕疵があった、抜かりがあった」と発言されました。

また、「今の段階になって、これだけ市民の皆さんが、何て言うか、不安になるような説明しかしてくれなかったというのは、私は残念です」とまで発言されています。

そして、この岡田議員の指摘に対して、都市計画課長は、「委員御指摘のとおり、上位計画——マスタープランを改定するタイミングも当然来ようかと思えます。現時点で確約できるものではございませんが、状況に応じて都市計画マスタープランの改定において、都市計画審議会に諮った上で、より明確に位置づける」と明言をされました。

しかし、それは違うんじゃないかと。将来のマスタープランで帳尻を合わせるんじゃないかと、この計画そのものに問題があることを与党議員も指摘せざるを得ない。当局も認めざるを得なかった。だから、この地区計画は見直すべきだと思うんですけど、再度、御答弁をお願いします。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 今西副市长。
- 副市长(今西正男君) この上位計画との関係でございますけれども、この王子公園につきましては、神戸2025ビジョンにおいて位置づけをさせていただいているところでございます。

この2025ビジョンにおきまして、基本目標の1つであります、将来にわたって持続可能な都市空間・インフラの具体的な施策という記述の中で、王子公園は施設の老朽化が進んでいることから、利便性の高い文教エリアの

特性を生かした大学誘致などによる地域ブランドの向上を目指し、再整備に取り組むことということ掲げさせていただいているというところでございます。

上位計画上の位置づけがないかのようなお話がございましたけれども、きっちりと、2025ビジョンにおいて位置づけもさせていただいているというところでございます。

そしてまた、都市計画マスタープランにおきましても、憩いの拠点という位置づけ、あるいは緑の計画におきましても、このシンボルとなる王子公園などにつきましては、民間の持つ経営ノウハウを生かしながら、さらなる魅力向上と利用者のサービスや利便性の向上を図るというようなことも位置づけをさせていただいてございますので、そういった位置づけというものを踏まえて、リノベーションというものを着実に進めさせていただきたいと考えてございます。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 森本君。
- 50番(森本 真君) さっき言ったことと、部長が言ったことは全然違うと思えます。
- 市長が発案をされて、ビジョンに載せたというのは分かりますけども、それは市民の皆さんが、プールはなくなる、防災はどうなるんだ、市民の憩いの場はどうなるんだ、そういういわゆる疑問と反対の声を上げることに真摯に耳を傾けて、この計画はやめるべきだというふうに思います。

最後に、時間がありませんけども、国民健康保険の問題ですけども、これですね、大阪が今年から始まって日本一高い保険料になりました。今日の日経新聞や各種新聞では、介護保険料が過去最高になったと——大阪が一番高いということになってるんですけども、これ本当にね、保険料の問題が大きな問題になるんです。それを引き下げるためには——今度、県で統一ですから、県で減免制度などをつくらせる、そういう取組を神戸市として、



していただきたいということを要望して、もう時間が来ましたので終わります。（拍手）

（「議事進行」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 岡田君。

○39番（岡田ゆうじ君） 今、森本 真議員の発言の中で、都市計画審議会の発言がありましたが、私はですね、その委員会の中で王子公園の大学誘致は大賛成だと、ぜひ早く進めたいということをお願いしました。

その中で、説明は丁寧にやっていただきたいと述べただけでありますので、発言者の本来の意図を曲げて本会議で使われたことは大変遺憾でありますし、我が党の議員2人の発言、利用されましたので、その点については発言の修正を申し入れたいと思います。お願いいたします。

（「議事進行」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 植中君。

○40番（植中雅子君） 今のところは、一部分だけ切り取って発言をされておりますけども、私の本意は大学に反対ということ言ってるのではなくって、できなかったプールなどの代替をぜひお願いしたいというような意見を申し上げましたので、どうぞ議事を再度御覧になっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坊 やすなが君） 議事録を精査してみたいと思いますので、そういうお返事をさせていただきます。

質疑は終わりました。それでは本件は、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査方を付託いたします。

次に、日程第17 議員提出第12号議案を議題に供します。

この際、申し上げます。

本件については、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されることになっておりますので、御退席願います。

（該当議員退場）

○議長（坊 やすなが君） 本件は、市議員在職25年の長きにわたり、常に市政の発展に尽くされ、市民の福祉増進に寄与されました松本のり子君の功績にお報いするため、本会議の決議をもって表彰しようとするものであります。

本件に関し、発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、原案のとおり決しまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

よって、本件は全会一致をもって原案のとおり可決されました。

（該当議員入場）

○議長（坊 やすなが君） ただいま入場されました松本のり子議員に申し上げます。

議員提出第12号議案は全会一致をもって原案のとおり可決されました。

この際、松本のり子議員より御挨拶がございます。

松本君。

（51番松本のり子君登壇）

○51番（松本のり子君） 私より一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま、全会派一致で市議員在職25年の表彰議決をいただき、感謝申し上げます。

私の議員生活は1999年6月からスタートいたしました。最初の2年ぐらいは国民健康保険料をはじめ再開発事業・空港・港など、分からないことだらけでした。その都度、職員の皆さんから、丁寧な説明を受け、市政への理解を深めることができました。

今日まで多くの皆様方の長年にわたる御指導・御支援を心から厚くお礼を申し上げます。

1999年は震災後の仮設住宅がまだありました。不自由な暮らしを強いられているときに、神戸空港建設が持ち上がり、議会には空港特別委員会が設置されました。毎回の委員会は、夕方5時を回るのは当たり前で、夜9時を回

る日もありました。

傍聴者は毎回委員会室と委員会室に入れなかった人用の会議室で、議会が終わるまで傍聴をしていました。市民・行政・議会の三者が地域社会の将来について考える真剣さを目の当たりにして、民主主義をより公正にすることが、地域住民の意思を尊重することにつながっていくのだと感じました。

市民の暮らしに一番近い地方選挙の投票率はいつも4割から5割前後です。半数の人が投票に行かれません。個人的なことは政治的なことと言われているように、生活の中から政治を、との思いで、これまで以上に努力と研さんを重ね、本日の表彰の榮譽に應えるためにも、市政の諸課題に取り組んでまいりたいと決意を新たにしています。

皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御指導・御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 御挨拶は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。

次回本会議は、来る5月24日午後1時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時56分散会）

神戸市会議長 坊 やすなが ⑩

神戸市会議員 上 畠 寛 弘 ⑩

神戸市会議員 河 南 忠 和 ⑩

神戸市会事務局長 村 井 秀 徳 ⑩

神戸市会会議録（令和6年第1回定例市会第8日）